ホ　組合又は連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)～(7)　（略）

(8)　会計監査人設置組合にあっては、法第四十一条の二第三項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

へ　（略）

二　法第十一条第一項第十二号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～四　（略） 五　契約者割戻し（法第十五条の二十第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する契約者割戻しをいう。）の状況 六～九　（略）
（略）	（略）

ニ　（略）

ホ　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定共済事業等紛争解決機関（法第百二十一条第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この(3)において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十五条の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十五条の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ・ト　（略）

三　共同事業組合（規則第十二条第一項第一号ワに規定する共同事業組合をいう。以下同じ。）（第一号に掲げる組合を除く。）　当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、当該共済責任の全部を負担部分とする法第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合又は共済水産業協同組合連合会の作成する法第五十八条の三第一項（法第九十六条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の業務及び財産の状況に関する事項

2　（略）

ホ　組合又は連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)～(7)　（略）

（新設）

へ　（略）

二　法第十一条第一項第十一号又は第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合（前号及び次号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～四　（略） 五　契約者割戻し（法第十五条の十三第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する契約者割戻しをいう。）の状況 六～九　（略）
（略）	（略）

ニ　（略）

ホ　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

(1)・(2)　（略）

(3)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(i)　指定共済事業等紛争解決機関（法第百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この(3)において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十五条の九の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii)　指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該組合の法第十五条の九の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ・ト　（略）

三　共同事業組合（規則第十二条第一項第一号ワに規定する共同事業組合をいう。以下同じ。）（第一号に掲げる組合を除く。）　当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、当該共済責任の全部を負担部分とする法第十一条第一項第十一号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合又は共済水産業協同組合連合会の作成する法第五十八条の三第一項（法第九十六条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の業務及び財産の状況に関する事項

2　（略）